

平成24年8月31日

加西市議会議長 森田 博美 様

建設経済常厚生任委員長 三宅 利弘

建設経済厚生常任委員会行政視察報告書

下記のとおり行政視察を実施いたしましたので、報告いたします。

記

○日 程 平成24年7月25日(水)～27(金)

○視察先 秋田県男鹿市、湯沢市、大仙市

○参加者 三宅利弘 衣笠利則 黒田秀一 土本昌幸 長田謙一 別府 直 森元清蔵
後藤光彦(随伴)

○主な視察内容等

男鹿市・・・観光振興について(観光誘客宣伝事業、教育旅行誘致助成事業、宿泊費助成事業)

(視察日時) 7月25日(水) 14:00～16:00

(視察対応者) 観光商工課 松橋課長、山本主任

議会事務局 江端局長、木元副局長

湯沢市・・・安心生活創造事業、地域包括ケア推進事業について

(視察日時) 7月26日(木) 13:00～15:00

(視察対応者) 福祉課 田村課長、大山主任

長寿福祉課 渡部参事

地域包括支援センター 織田所長

議会事務局 高橋主幹、今主査

大仙市・・・大仙市農業振興計画、耕作放棄地対策について

(視察日時) 7月27日(金) 9:00～11:00

(視察対応者) 農林商工部 木村次長

農林振興課 今野参事、藤嶋主幹

議会事務局 佐々木局長、佐藤主任

【秋田県男鹿市】（人口 31,956 人）

〔調査事項〕 観光振興について

1 観光誘客宣伝事業、教育旅行誘致助成事業

次の3事業を中心に観光誘客宣伝事業に取り組んでいる。

- ・なまはげを活用した観光誘客宣伝事業
- ・ジオパークを活用した観光誘客事業
- ・教育旅行誘致費助成事業

○なまはげを活用した観光誘客宣伝事業

「男鹿のナマハゲ」の概要

大晦日の晩、それぞれの集落の青年たちがナマハゲに扮して、「泣ぐ子はいねがー、親の言うごとど聞がね子はいねがー」などと大声で叫びながら地域の家々を巡ります。男鹿の人々にとって、ナマハゲは、怠け心を戒め、無病息災・田畑の実り・山の幸・海の幸をもたらす、年の節目にやってくる来訪神です。ナマハゲを迎える家では、昔から伝わる作法により料理や酒を準備して丁重にもてなします。

なお、ナマハゲの語源は、冬、囲炉裏で長く暖をとっていると手足に火型（火斑）ができます。これを方言で「ナモミ」と言いますが、怠け心を戒めるための「ナモミ剥ぎ」が「ナマハゲ」となったと言われています。

①なまはげ活用キャンペーン事業

キャンペーン推進役「なまはげ歓迎PR隊」を選任。首都圏での大型キャンペーンやプロモーションに参加し、男鹿市への誘客を図る。また、男鹿市内の駅や観光拠点を中心に歓迎事業を集中的に展開し、観光客の誘致拡大を図る。

②なまはげ立像の設置

門前地区に平成14年3月に高さ9.99mの立像1体が、男鹿温泉に平成15年3月に高さ5mの立像1体が、男鹿総合案内所に平成19年5月に高さ約15mの立像2体を設置。

③なまはげ太鼓

男鹿のナマハゲと和太鼓を組み合わせた創作太鼓。昭和62年に「なまはげ太鼓研究会」が設立され、平成24年現在、なまはげ太鼓を演目として7団体が活動。海外イベントから全国のイベントまで数多く出演。現在、男鹿温泉交流会館「五風」で、毎週金曜・土曜に無料公演。入館者数は、平成21年度58,606人、平成22年度47,947人、平成23年度27,484人。

④なまはげ柴灯（せど）まつり

神事“柴灯祭”と民俗行事“なまはげ”を組み合わせた冬の観光行事。毎年2月の第2金・土・日曜日に開催され、平成24年度は第50回目を迎える伝統ある祭りとなっている。

⑤なまはげ館

「男鹿のナマハゲ」の保存伝承とふるさと意識の高揚を図るとともに、観光拠点としての役割を担うために「なまはげ」発祥の地の一つである真山地区に建設。

平成11年7月23日にオープンし、平成25年4月にリニューアルオープン予定。

入館者数は、平成21年度135,326人、平成22年度125,258人、平成23年度95,120人。

指定管理者は株式会社おが地域振興公社。

○ジオパークを活用した観光誘客事業

ジオパークとは、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園のこと。全国で、世界ジオパークの認定地域が5、日本ジオパークの認定地域が15ある。男鹿半島と大潟地域が「男鹿半島・大潟ジオパーク」として平成23年9月に日本ジオパークに認定された。

この地域は北緯40度線をまたぐ位置にあり、ジオパークとして次の3つの特徴がある。

- ・グリーンタフをはじめとした日本海沿岸地帯の標準層序を有し、大地のドラマに恵まれている。
- ・日本最大の潟湖（八郎潟）に最大の干拓工事を施し、かつての湖底を舞台に新しく大規模農業を展開している。
- ・第四紀における大きな地殻変動（マグマ活動、地盤変動）が大きく、大地の挙動に伴う災害を繰り返してきているが、そのことを記憶に残している。

男鹿半島・大潟ジオパークは、「大地」「自然」「人間の営み」相互の深い関わりを実感できる場所となっていることから、「大地の物語・大地とひとの物語・大地の恵みの物語」と出会う場所をテーマとして、男鹿市の新しい観光の目玉として、次の取り組みを行っている。

①拠点施設の整備と情報発信

男鹿市総合観光案内所内「ジオビジターセンター」や「大潟村干拓博物館」（大潟村）に加え、新たな拠点資質として「男鹿市ジオパーク学習センター」が平成24年8月1日オープンする。

②説明板・マップ・パンフレット等の作成

ジオサイト説明板、男鹿半島・大潟ジオスポットマップ、大潟村自然観察ハンドブック、男鹿半島ジオサイト観察手引書などを作成。

③ガイドの養成とスキルアップ

社団法人男鹿市観光協会ガイド、男鹿半島案内ボランティアの会などによりガイド活動を行っており、またガイド養成講座として座学や現地研修を行っている。

④ジオツアーの開催

ジオトレッキングやジオサイト見学会などを企画し実施している。

⑤学校教育・生涯学習への支援

小学生のふるさと学習支援や親子体験教室などの学校連携のほか、公民館連携、県生涯学習センターとの連携などを行っている。

○教育旅行誘致費助成事業

〈事業名称〉教育旅行誘致助成事業

〈事業目的〉東北地方太平洋沖地震の風評被害等による市内宿泊施設及び観光施設利用客の減少への対策と教育旅行の推進を図る。

〈事業内容〉男鹿市内に一泊以上し、かつ市内有料観光施設を二ヶ所以上利用する教育旅行を企画・実施した旅行会社または旅行代理店に対し、児童・生徒1人あたり2,000円を助成する。

〈平成23年度予算〉6,000千円

〈平成23年度実績〉件数：10校、348人。体験型観光：なまはげ体験・なまはげ太鼓体験、ケデ作り体験、シイタケ栽培体験、稲刈り体験、なまはげ壁掛け作り体験。

2 宿泊費助成事業

男鹿市宿泊費助成事業は、東北地方太平洋沖地震の風評被害等による市内宿泊施設及び観光施設利用客の減少への対策を目的とした対応事業として、他の4事業（男鹿市団体旅行誘致助成事業、男鹿市個人旅行助成事業、男鹿市冬季宿泊補助事業、男鹿市冬季宿泊創出キャンペーン事業）とともに平成23年度に限り実施されたもの。

○男鹿市宿泊費助成事業

〈事業内容〉平成23年6月1日から7月31日の期間に市内宿泊施設利用の場合2,000円の宿泊費助成及び3,000円相当の特産品（男鹿しょつつる焼きそば、しょつつる等）を贈呈。特産品の贈呈は小学生以下は対象外。

〈予算〉5,000千円（1,000名×5,000人）

〈実績〉件数181件、宿泊者数693人（うち小学生位以下48人）、特産品645品。

補助金693人×2,000円=1,386,000円、特産品645人×3,000円=1,935,000円、計3,321,000円（執行率66.42%）

※説明・質疑応答終了後、「なまはげ館」を現地視察

〔所感〕

全国的にも有名な「なまはげ」であるが、なまはげ=男鹿となっておらず、これからも“男鹿”を売るために“なかはげ”を売っていくとのことである。これに加え、新たに認定されたジオパークや男鹿の“食”を売りだしたいとのこと。名産のハタハタを使ったハタハタ丼の考案、さらには、しょつつるを使用して開発した“しょつつる焼きそば”は、B1グランプリに出場して22万食を売るなど好評を博している。これらのことにより、知名度を上げ、観光客を呼び込むことで、交流人口を増やし、商工業が活性化し、雇用増となり、人口増につなげていきたいとのことであった。

当市では観光基本計画が策定されようとしているが、“加西”を知らしめ、観光に来てもらい、そして地域経済に寄与してもらうような計画ができればよいと考えるところだが、男鹿市のような全国区的な目玉となる観光資源や特産品があることが、観光客の入り込みを大きく左右することは否めず、羨ましく感じるとともに、特産品の開発並びにPR等を積極的に進めることが必要だと感じた。

【秋田県湯沢市】（人口 51,063 人）

〔調査事項〕 安心生活創造事業、地域包括ケア推進事業について

1 安心生活創造事業

○安心生活創造事業は3つの原則に基づいた取組みを行う。

三原則

1. 支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
2. 支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
3. それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

○どんな人が対象者か

定期的な訪問が必要と判断されるが訪問を受け入れない人（巡回訪問対象者と同様）

→定期的な訪問や見守りが必要と周囲は感じているが、ご本人は受け入れない人。（しかし、周囲はちょっとした変化がわかり、駆けつけられる。）

訪問員等による週1回以上の定期的な訪問を希望する人（安心感を得たい、何かのときのためにしっかりしたところにつながってほしい、話し相手がほしい人など）

→安心感を得たいため、利用料金制（契約）で定期的な訪問を受けながら、安心を得たい人

「契約訪問」は希望しないが訪問員等による定期的な訪問が必要な人で、訪問を受け入れる人（消費者被害の対象になりやすい、身寄りが無く孤立している人など）

→身寄りの無い人、消費者被害にかかりやすい人、行政からの通知文書等がわからない人など（巡回型訪問）

○エリアの整理

・在宅介護支援センターは、担当しているエリアごとに対象者を把握してきているので、新たなシステムを作るよりも、実績のある、既存の機能を用いることが極めて合理的である。（介護支援専門員や障がい者相談支援専門員等は「点」で対象者を捉えているのに対して、在宅介護支援センターは、地域全体という「面」で対象者を捉えている。に注目）

・その点では、現在、

- ①ゆうあい在宅介護支援センター（湯沢エリア）
- ②稲川在宅介護支援センター（稲川エリア）
- ③雄勝在宅介護支援センター（雄勝エリア）
- ④皆瀬在宅介護支援センター（皆瀬エリア）

は、在宅介護支援センター単位で担当エリアを構成しており、そのままエリアとして括りやすい。

・なお、湯沢地区は在宅介護支援センターがヶ所であり、担当エリアが大きすぎる。

・湯沢エリアは、更に5つのゾーンに分けて、ゆうあい在宅介護支援センターのサブゾーンとして捉えることで、対象者把握を密にする。

○チーフの設置

在宅介護支援センター機能をベースにチーフを設置し、その下にサポーターを配置する。

○有識者会議・チーフ会議の開催

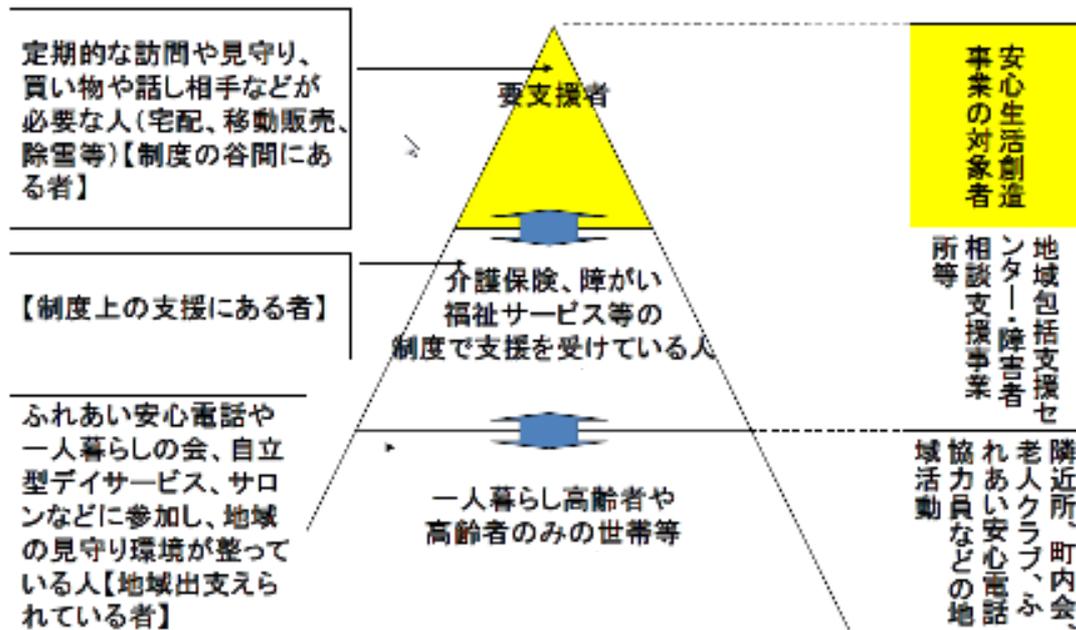
事業の進め方や提言をもらった。

有識者会議は、平成21年度に11回、平成22年度に9回、平成23年度に5回

チーフ会議は、平成21年度に1回、平成22年度に3回、平成23年度に1回

(1) 第1の原則「支援を必要とする人々とそのニーズを把握する」

- ・対象者把握のイメージは以下の図のとおり。

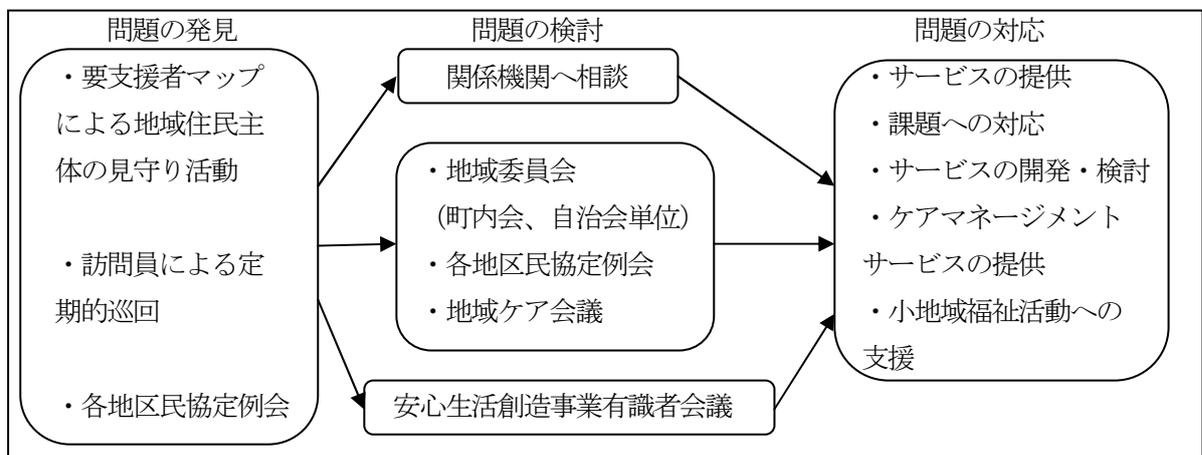


- ・要支援者マップを基に、担当地区民政委員と福祉員が見守り・声かけ活動を定期的（1ヶ月1回ペース）に展開。結果・状況の変更・新規対象者については、ただちにチーフに情報が提供される。

- ・地区民協定例会、地区社協の会合の場を利用して情報交換・情報提供を実施。

(2) 第2の原則 「支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる」

- ・問題解決のイメージは以下の図のとおり。



(3) 第3の原則 「それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む」

- ・地域福祉基金を国民的行事の企業貢献策で確保する取り組み

・商工会議所や商工会の協力を得て、母の日・父の日のプレゼント、クリスマスケーキ、バレンタインデー、お中元・お歳暮のシーズンの際に「当店は地域福祉基金に協力してます。」を店頭に貼ってもらう。協力店の総売り上げの1%ではなく、上記の場合のみの売り上げの1%を基金に繰り入れしていただく方式。

- ・これについては、実現には至っていない。

○安心生活創造事業を実施したことでの効果

- ①課題の把握・・・これまで把握できなかった問題や課題について地域に入り込めるようになったことで、地域に埋もれていた多くの課題が見えるようになってきた。
- ②地域住民の福祉に関する関心の高まり・・・住民や福祉関係者への説明・研修を目的に「地域福祉セミナー」を年間3～4回実施したことで、この事業への関心と継続の必要性についての理解が浸透した。
- ③関係機関の連携・・・エリア担当のCSWが多くの課題に向き合ったことで、本当の意味での医療・保険・福祉の連携、あるいは、弁護士・司法書士などの専門機関との関係が深まり、日常の相談支援活動にも活かせるようになった。
- ④要支援者マップの更新・・・移り変わりの早いマップの内容について、地域住民が自主的に見直し、作業を進める町内が増えてきている。
- ⑤対象者への安心・安全へと繋がったこと・・・冬は豪雪による除雪・雪下ろしへの心配、夏は猛暑が続き熱中症の注意喚起、訪問販売や振り込み詐欺等不安要因が多かった。訪問員（サポーター）が定期的に訪問することで、一人での寂しさ・不安から安心に変わり、また、サポーターが馴染みがあるという信頼から相談し易く、対象者が「安心」「安全」「喜び」を口にするようになった。

○安心生活創造事業を実施したことでの課題

- ①要支援者マップの更新・・・町内の福祉員によっては、マップの見直し作業に取り組めないところもあり、「災害時を想定すると不安が残る。
- ②専任のCSWの配置・・・本来、この事業でいうCSW（コミュニティーワーカー）については、出来るだけ専任で地域福祉課題に集中して対応できる体制が必要であるが（地域福祉課題の把握を丁寧に行くと困難ケースがどんどん出てくるため）、専任のCSWを雇っていないために、全て兼務で対応している。仕事量が増え、職員の肉体的・精神的な負担が増大している。
- ③情報のシステム化・・・移り変わりの早い要支援者情報について、訪問員の報告や町内における自主的な更新作業の報告により、マップに付け加えたり削除したりと日々更新作業をしているが、膨大な情報量を実施機関・行政とどう共有し、データ化・管理・活用していくか検討する必要がある。
- ④財源の確保
- ⑤対象者の範囲見直し・・・疾患（糖尿病・心臓病等）、男性独居者等を含む必要がある。
- ⑥チーフ、サポーター（訪問員）のフォローアップ研修の実施

2 地域包括ケア推進事業

安心生活創造事業との相互連携の中で主に人材育成事業を実施。

○生活・介護支援サポーター養成研修

対象者を「抜け・もれ」なく把握し、抜け・漏れなく適切に支援できる体制づくりのため。
地域の対象者が抜け・漏れなく把握され、適切な支援が展開できるチーフとサポーターを構築する。
36名のサポーターを要請した。

○地域の支援体制を構築し、市民に事業の周知を図るため、「地域福祉セミナー」を開催。

○各在宅支援センターに業務委託し、地域包括ケア推進事業対象者に対する訪問を実施。

市域全域で約1300世帯を訪問。なお、月に1～2回定期的な訪問を行なった。

○随時、エリア・ゾーン会議を開催し、情報を共有。新たな対象者の把握についても、地域ケア会議・地区民協とも連携して取り組んでいる。（「抜け・漏れ」のない支援体制づくり）

- 地域包括支援ネットワーク形成や将来にわたる方向性の提言、またその実践を図るため、有識者会議を開催（年10回）
- 地域のニーズを把握するために、65歳以上の高齢者を対象にした「日常生活圏域ニーズ調査」を実施

〔所感〕

安心生活創造事業及び地域包括ケア推進事業については、介護保険制度や障害者自立支援制度の対象とならない、制度の谷間にある見守りが必要な人を対象として事業が実施された。対象者を「抜け・もれ」なく把握し、チーフとサポーターの定期的な訪問等によりきめ細かな対応がなされ、対象者が「安心」「安全」を感じることができる、たいへんよい制度であった。しかしながら、厚生労働省のモデル事業で実施されていたため、補助が切れると自主事業となることから、湯沢市では訪問等について介護保険制度の地域支援事業に組み入れて実施することになったが、介護保険制度の対象者に限られてしまうことになってしまった。こういったことから、人材の確保やネットワーク体制づくりが重要なのはもちろんのこと、モデル事業の一つの目的であった財源の確保がやはり必要であると感じた。

【秋田県大仙市】（人口 89,069 人）

〔調査事項〕 大仙市農業振興計画、耕作放棄地対策について

1 大仙市農業振興計画

(1) 大仙市の農業の特性

- ・ 水稻（平成 23 年産米） 作付面積 13,200ha、収穫量 76,200 トン
- ・ 東北一の米の産地（全国でも新潟市に次いで第 2 位）
- ・ 米に依存した農業
- ・ 大仙市の農産物等の販売実績（平成 23 年度、J A 秋田おぼこ取扱分）

米	12,762 百万円	83.9%
麦・豆・雑穀	412 百万円	2.7%
果樹	1 百万円	0%
野菜	883 百万円	5.8%
花き	170 百万円	1.1%
茸類	151 百万円	1.0%
加工品・直売野菜	176 百万円	1.2%
畜産物	653 百万円	4.3%
計	15,208 百万円	100.0%

(2) 策定の趣旨

- ① 市町村合併後に策定された大仙市農業振興計画が策定後 5 年が経過。
- ② 国の「新たな食糧・農業・農村基本計画」の基本方針及び秋田県の「ふるさと秋田農林水産ビジョン」への対応

(3) 策定方針

- ① 農業のほか、林業・内水面漁業を含む
- ② 計画の基本テーマを「変化に耐え得る強い農業の実現」とし、農業を取り巻く「政策の変化」「経済の変化」「気象の変化」に耐え得る「意識と足腰の強い農業者の育成」を基本に計画を推進
- ③ 計画書は、「四つの柱」により構成
- ④ 四つの柱の下に施策の区分、目指す方向、施策の展開を設け、具体的な 36 のアクションを明示

(4) 計画の概要

- ① 計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度（5 年間）
- ② 計画の基本テーマ 「変化に耐え得る強い農業の実現」
- ③ 計画を支える四つの柱

ア 第 1 の柱 「担い手の育成と生産環境の整備」

・担い手の育成

□集落営農・法人化支援センター

- ・ 農業法人 大仙市農業の中心となる経営体として育成。
- ・ 集落営農組織 集落内の農地集積や農作業の集約化を図る組織として育成。将来は農業法人へ移行できるように支援。
- ・ 認定農業者 大規模化を図り、地域の中心となる個人経営体として育成。

経営体	単位	平成 17 年度末	平成 21 年度末	平成 24 年 6 月末
農業法人	法人	15	54	65
集落営農組織	組織	1	67	58
認定農業者	人	1,130	1,475	1,341

□新規就農者研修施設

- ・新規就農者育成研修（通年研修）と冬期農業技術研修（10月～3月）を用意
- ・研修奨励金を支給し、研修期間の掲載的負担を軽減（通年研修75,000円/月、冬期研修50,000円/月）
- ・研修用ハウス8棟、農業専門技術員2名などの充実した体制で研修を支援
- ・研修生の希望に沿った課題作物の選択が可能

イ 第2の柱 「地域に適合した農作物づくり」

- ・需要・環境・生産コストを意識した米づくり
- ・複合経営への取り組み
- ・畜産の振興

ウ 第3の柱 「加工・販売・交流型農業の推進」

- ・加工・販売型農業の取り組み
- ・グリーンツーリズムの推進

エ 第4の柱 「農山村環境の改善と保全」

- ・農村環境の維持と改善
- ・森林の保全と活用
- ・内水面漁業の振興

(5) 農業振興計画を受けた平成24年度の事業

①大仙重点野菜拡大事業

〈事業の目的〉 本市の重点野菜として売上額が3億円以上の品目を3種類作ることを目指し、JAが推進する枝豆、アスパラガス、そらまめの産地化を図るため、当該品目の出荷額が特に大きく他農業者の模範となる経営体を支援することにより、当該品目の作付拡大と販売面に直結した高位安定生産体制を確立する。

〈事業の概要〉

ア 先導的モデル経営体奨励事業

重点野菜の売上げ総合計が2,000万円以上の農業者に奨励金を交付する。

- ・助成対象者 認定農業者、認定農業法人、集落営農組織
- ・助成要件

○枝豆、アスパラガス、そらまめの前年の12月1日から当該年11月30日までの出荷・販売額の合計が2,000万円以上であること。

○JA等に出荷・販売すること。

○出荷・販売額が証明できる書類を提出すること。

- ・助成金額 1,000千円（定額）

イ 出荷ロット拡大推進事業

重点3品目の売上額に応じて助成する。

- ・ 助成対象者 認定農業者、認定農業法人、集落営農組織
- ・ 助成要件
- ・ 対象品目：枝豆、アスパラガス、そらまめ
 - J A等に出荷・販売すること。
 - 前年の12月1日から当該年の11月30日までの1品目の出荷・販売額が1,000万円以上であること。
 - 出荷・販売額が証明できる書類を提出すること。
- ・ 助成金額 前年12月1日から当該年11月30日までの出荷額の2%を助成する。
 - ※出荷手数料4%（JA2.3%、全農1.7%）+市場手数料7.8%

②「未来へのこせ」地域特産野菜等応援事業

〈事業の目的〉大仙市内各地域特有の土壌条件、地域条件を生かした「地物・名産品」として地域特産野菜等があるが、厳しい農業情勢の中、その生産は減少傾向にある。これら地域特産野菜等の生産農家に対し、奨励金を交付し、地域特産野菜等の保存、生産拡大を図ることを目的とする。

〈事業の概要〉地域特産野菜（土川ジュンサイ、強首はくさい、南外ほほえみかぼちゃ、南外ニラ、仙北はとむぎ、横沢曲がりねぎ、太田とんぶり、太田山うど）及び原木しいたけに取り組む農家に対し奨励金を交付し、生産を支援する。

ア 地域特産野菜出荷奨励金

- ・ 補助対象者 地域特産野菜を作付け、出荷している農業者、生産者組織等で販売額が30万円を超える経営体
- ・ 補助率 30万円を超えた額の2割を奨励金として交付する。
 - ※販売額が100万円以上の場合は20万円を限度とする。

イ 地域特産野菜作付奨励金

- ・ 補助対象者 地域特産野菜を作付け、出荷している農業者、生産者組織等で販売額が30万円以下の経営体
- ・ 補助率 地域特産野菜の作付面積に対し、2千円/aを交付する。
 - ※太田山うど、原木しいたけは別の基準で交付。

③あきたを元気に！農業夢プラン実現事業

〈事業の目的〉高品質な戦略作物を安定的に供給できる産地形成及び収益性の高い地域農業の確立を推進するため、経営の複合化に必要な機械・施設等の導入を支援し、戦略作物の生産拡大を推進するとともに、担い手の経営発展を図る。

〈事業の概要〉

- ・ 補助対象 県指定戦略作物、畜産、花き、葉たばこに係る機械・施設
- ・ 交付対象者 認定農業者、認定就農者、農業法人、集落営農組織等※ 県要領の定める基準による。認定農業者については農業経営改善計画の認定を受けている又は認定申請しており認定が確実と見込まれる経営体で、水稻を作付している場合、主食用米の生産数量目標の換算面積の範囲内で生産を実施していること。
- ・ 補助率
 - 県：4/12以内
 - 市：ア 通常分 1/12以内

- イ 秋田県知事が認定する認定就農者、大仙市農業元気賞受賞者が取得する農業機械等に対する補助率 3/12以内
- ウ 大仙市重点作物のアスパラガス、そらまめ用に導入する農業機械等に対する補助率 2/12以内

2 耕作放棄地対策

(1) 耕作放棄地再生利用実績（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金活用）

平成21年度	2地区	342a	作付作物は大豆、大根
平成22年度	7地区	1846a	作付作物は菜種、野菜、小麦、ワラビ
平成23年度	3地区	1666a	作付作物は菜種、小麦、加工米
計	12地区	3854a	

(2) 遊休農地課長センターによる遊休農地調査（H21.10～H24.3）

（国の緊急雇用対策を利用して、自己保全管理水田等の復元有効度や復元難易度等の調査を実施）

調査面積	906.9ha（自己保全管理水田のうち面積が300㎡以上のもの）
調査結果	復元有効度の高いものが、240.3ha（約26.5%）
	復元の容易なものが、170.4ha（約18.8%）
	復元のやや難なものが、194.2ha（約21.4%）

(3) 取り組み事例

①地域とNPOとの連携による県産菜種油の生産拡大

解消主体名： 沢庄地区農地有効活用組合

地区名： 沢庄地区

解消面積： 4.5ha

取組年次： H22～

解消内容： 作物作付

導入作物： 菜種

<概要>

・課題

【農業者】

○戸別所得補償モデル対策の「調整水田等の不作付地の改善計画」の達成。

○農地法改正による遊休農地対策（農地の利用状況調査）への対応。

○未利用地での導入作物選定と販路の確保。

【NPO法人あきた菜の花ネットワーク】

○安全・安心な県産菜種油の需要が高まっている中で菜種の供給が間に合わない現状。

・解決策

○土地改良区理事長は大仙市西部農業委員でもあり、管内水田フル活用に対する熱意が地域を説得。

○導入作物は需要があり販路が確保される菜種とし、地域農業者が作業できない収穫・乾燥調整について「NPO法人あきた菜の花ネットワーク」が仲介役となることで、農業者が安心して栽培。

・実績等

○H22年度からH23年度にかけて、約7haの未利用地を再生して菜種栽培に取り組み、県産菜種油

の生産拡大に貢献。

○今後は美山湖（協和ダム）等の地域資源を使いながら、農業と観光の連携による地域活性化を目指す取り組みに期待。

②県内最大規模の農事組合法人が耕作放棄地対策に乗り出す

取組主体：農事組合法人たねっこ

地区名：協和小種地区

解消面積：5.0ha（経営全体260ha）

取組年次：平成22年～

解消内容：作物作付け（大豆ほか）

放棄の理由：担い手不足や米価下落など

取組のきっかけ：集落営農組織による耕作放棄地解消の取り組み

荒廃の程度：雑草の繁茂、一部に雑木が侵入し原野化

<概要>

○「農事組合法人たねっこ」は、平成13年度から施工された県営担い手育成基盤整備事業をきっかけとして、平成17年3月、県内最大規模の特定農業法人として誕生しました。集落内のほとんどの農家（132戸）が組合員になっています。

○小種地区5集落の農家からなる当法人は、米・大豆併用型ライスセンターを所有し、1ha区画圃場で水稻・大豆、それに野菜を生産する大規模複合経営を行っています。土地利用型作物の団地化による高品質作物生産、イオン(株)を通じた安全・安心な「たねっこブランド米」の生産・販売、複合作物の導入による雇用の確保といった取り組みも進んでいます。

○これまでに約5haの耕作放棄地を再生し、大豆のほか菜の花の植え付け・搾油なども実施しています。

○地域の農業を担う意欲と競争を勝ち抜くための優れた経営感覚を持った、今後の農業・農村構造維持等のモデルとなる次の集団として、平成21年度秋田県農林水産大賞を受賞しました。また、平成23年度には、第60回全国農業コンクール（毎日新聞社、和歌山県主催）で優秀賞を受賞しています。

[所感]

大仙市は、米を主体した農業ということで、当市と似通っている。認定農業者、集落営農組織、農業法人も数多く、大仙市の農業の中心となる経営体として育成しているところだが、営農組織数は頭打ちの状態であるということである。これらの経営体において、複合経営の取り組みとして、枝豆、アスパラガス、そらまめ等の産地化を図り経営安定化につなげる施策を展開している。また、独自の新規就農者研修施設や専門技術指導員があり、現在も10名が研修中であり、ここ数年10人強が新規就農し、農業法人に就職する人もいるということであった。

集落営農等による農地や農作業の集約化によるコスト削減はもちろんのこと、米以外の作物を産地化するほどに栽培し販売することによって、また6次産業化や地産地消など様々な手法によって経営の安定化を図っていく必要があると感じた。